

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について 1
- 令和6年度事業計画及び予算について 2

公告第8号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、令和6年3月8日招集の第178回組合会において議決され、令和6年3月14日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、令和6年3月29日付け総行福第88号をもって認可されたので公告する。

令和6年4月1日

長野県市町村職員共済組合

理事長 金子 ゆかり

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の8.79」を「1,000分の8.55」に、「1,000分の2.12」を「1,000分の1.90」に、「1,000分の2.80」を「1,000分の2.59」に改める。

第40条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による標準報酬の月額」を「施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額（同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が360千円を超えるときは360千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。）」に、「同項に規定する」を「任意継続組合員」に、「1,000分の17.58」を「1,000分の17.10」に改める。

第41条の2中「令和5年度」を「令和6年度」に、「1,365円」を「1,500円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条の2の規定は、令和6年3月31日以後に退職した任意継続組合員の同年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年4月分以後の任意継続掛金の算定については、この変更による変更前の第40条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による」とあるのは「この変更の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における」と、「同項に規定する」とあるのは「施行日の前日における」と、「1,000分の17.58」とあるのは「1,000分の17.10」と読み替えて、同条の規定を適用する。

公告第9号

令和6年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の令和6年度事業計画及び予算については、令和6年3月8日招集の第178回組合会において議決されたので公告する。

令和6年4月1日

長野県市町村職員共済組合
理事長 金子 ゆかり